

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 大 谷 工 業  
代表者名 代表取締役社長 芝 崎 安 宏  
( J A S D A Q コード番号 5 9 3 9 )  
問合せ先  
取締役管理グループ マネージャー 阿 部 昇  
電話 0 3 3 4 9 4 3 7 3 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ (追加)

当社は平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 67 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、これは平成 18 年 5 月 16 日付け「定款の一部変更に関するお知らせ」に追加するものです。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、次のとおり変更するものです。

- (1) 取締役および監査役が職務を適切に行えるよう、また社外取締役等について有用な人材を迎え入れられるよう、取締役および監査役の責任を法令で定める範囲内で免除するとともに、社外取締役および社外監査役と責任限定契約を締結できるようにするため(第 31 条および第 42 条)の所要の変更を行うものです。  
なお、当該変更については監査役の同意を得ております。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

現行の定款中、変更のない条文は記載を省略しております。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="300 232 708 304">第 4 章 取締役および取締役会 (新設)</p> <p data-bbox="229 846 427 882">以上 1 条繰下げ</p> <p data-bbox="300 936 708 1008">第 5 章 監査役および監査役会 (新設)</p> <p data-bbox="229 1554 427 1590">以上 1 条繰下げ</p>	<p data-bbox="813 232 1292 304">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="813 306 1375 519"><u>第31条 当社は、取締役会の決議によつて、会社法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="868 521 1375 810">2. <u>当社は、社外取締役との間で会社法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="813 936 1292 1008">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="813 1010 1375 1258"><u>第42条 当社は、取締役会の決議によつて、会社法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="868 1261 1375 1590">2. <u>当社は、社外監査役との間で会社法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

以 上